

審 査 基 準

A－e－18

令和4年5月13日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第108条の32の3第1項
処 分 の 概 要： 運転免許取得者等検査の認定
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）、第5条（認定の申請）
審 査 基 準： 別紙1及び別紙2のとおり。
標 準 処 理 期 間： 30日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 愛知県警察本部運転免許課
問 い 合 わ せ 先： <ul style="list-style-type: none">・ 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第1号 愛知県警察本部運転免許課検査実施係 電話（052）951-1611 内線781-259・ 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第2号 愛知県警察本部運転免許課講習実施係 電話（052）951-1611 内線781-260
備 考：